



※本紙記事の無断転載を固く禁じます。
※本紙に関するご意見・ご要望などを
お待ちしております。

令和2年(2020)10月1日から、建設業法の改正によって建設業許可の基準が一部緩和されます。従来配置が求められてきたいわゆる経営業務管理責任者に関する規定が見直され、一定の条件の下で管理職経験者や建設業以外の経営経験者にまで幅が広がられる見通しです。法改正の背景や狙い、許可要件の内容を定める省令の方向性について、国土交通省 土地・建設産業局 建設業課 企画専門官の梶谷 司氏に解説していただきます。



建設業法の改正によって、建設業の皆様が今後も引き続き活躍されることを強く願っています。

求められた経営業務管理責任者の配置

建設会社にはかねて建設業法に基づく許可制を適用してきました。国や都道府県が一定の基準に基づき許可した建設会社でない、発注者が公共であろうと民間であろうと一定規模以上の工事は請け負えません。経営能力、財産的基礎、技術力、誠実性、という大きく4つの観点から、建設会社を評価し、許可の適否を決めてきました。

ここで経営能力が許可の要件に挙げられているのは、建設業がほかの産業と異なる特性を持つからです。建設会社は、単品受注生産で契約金額が多額の構造物をつくり、その構造物に対して長期間にわたって瑕疵担保責任を負います。それだけに、建設会社には適正経営が欠かせません。ほかの産業に比べより一層、安定的な経営が求められます。

具体的な許可要件としては、建設業の経営業務に関する管理責任者としての経験を5年以上有している者を常勤役員として配置することを求めてきました。従来、「経営業務管理責任者」と呼ばれてきた個人です。またそれと同等以上の能力を有するものとして認定した者には、執行役員等としての経験を5年以上有している者や経営業務を補佐した経験を6年以上有している者が挙げられます。

事業承継の足かせや新規参入の障壁に

一方、建設会社の適正経営を多面的・複層的に担保する環境が整ってきました。平成6年(1994)には建設業法の改正で経営事項審査の受審を義務化し、平成20年(2008)には住宅瑕疵担保履行法の制定で新築住宅に対する瑕疵担保責任の履行を実現するために裏付けになる資力の確保を義務化しました。また、中小企業では若手の後継者に事業を引き継がせるときに足かせになったり、建設業以外から建設業に新しく参入するときに障壁になったりする恐れがあるなど、この要件には課題が生じるようになってきました。平成29年(2017)6月には、その2年前に閣議決定された「規制改革実施計画」を受け、この要件に関連する告示や通知を見直したという経緯もあります。

折しも、建設業の許可要件に社会保険への加入を加える検討を進めていました。そこで、環境の変化や課題の発生という状況を踏まえ、建設業法の改正によって経営業務管理責任者の配置に関する規定の見直しに踏み切ったのです。

経営業務管理責任者の要件緩和を検討

法改正の内容は、図1の通りです。経営業務の管理を適正に行うに足る能力を、従来のように個人の経験で担保することを求めるだけでなく、法人の組織の中で担保することも求めるように改め、その具体的な要件は省令で定める仕組みに見直しました。これによって、今後の環境の変化や課題の発生に柔軟に対応できるようになります。



国土交通省
土地・建設産業局 建設業課
企画専門官
かしたに つかさ
梶谷 司

省令の内容については現在、図2のような方向性を想定しています。

一つは、経営業務管理責任者に求めてきた要件の緩和です。従来求めてきた要件は、同一工種の場合で役員等5年、執行役員等5年、経営業務補佐経験6年、他工種の場合で役員等6年という個人の経験です。これらを緩和することを検討しています。

さらに、経験や対象業種を広げる予定です。建設業の経営に関する経験を建設業の管理職の経験まで広げ、建設業以外の業種の経営に関する経験も対象に加えます。常勤役員として配置が求められる者は、そうした経験を通算5年以上有している個人です。

経営業務管理の適正実施を組織で担保

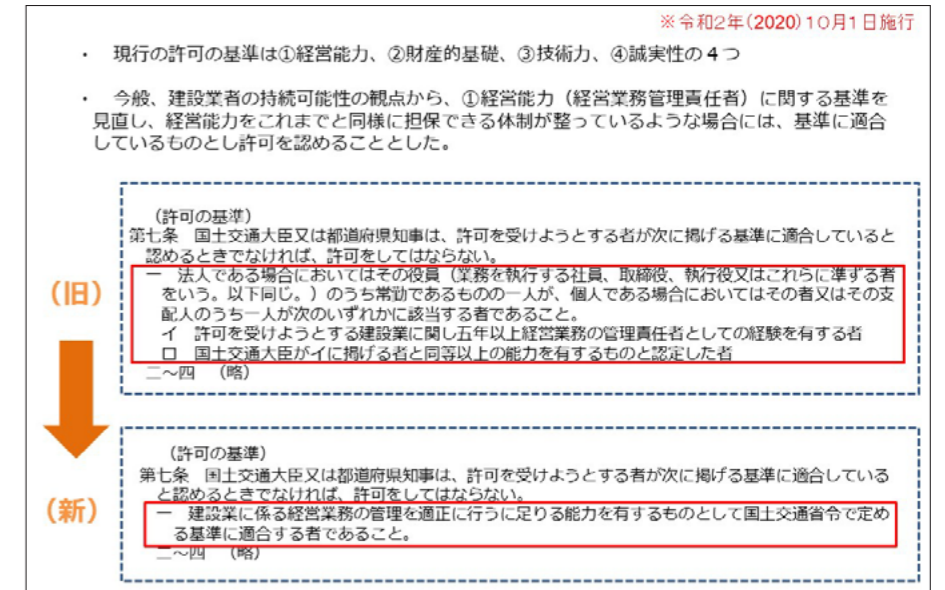
ただしこの場合、この常勤役員を補助する者の配置を同時に求める予定です。具体的には、建設業の経営業務を補佐してきた経験を有する者を、常勤役員の補助者として相応の地位に配置することを求める方針です。この要件を加えることによって、経営業務の管理を適正に行うに足る能力を法人の組織の中で担保するわけです。

もう一つは、適切な社会保険への加入という要件の追加です。健康保険、厚生年金保険、雇用保険について、建設会社がその加入義務が課されている保険に加入していることを求める予定です。ただし、従業員4人以下の事業者における厚生年金保険のように加入義務が課されていない保険については、この加入要件の対象外です。

これらの内容は近く省令案として公表し、改正法が施行される10月1日から適用します。すでに建設業許可を得ている建設会社でも、その更新時には新しい省令が適用されることとなります。適切な社会保険への加入は新しく加わる要件のため、注意が必要です。

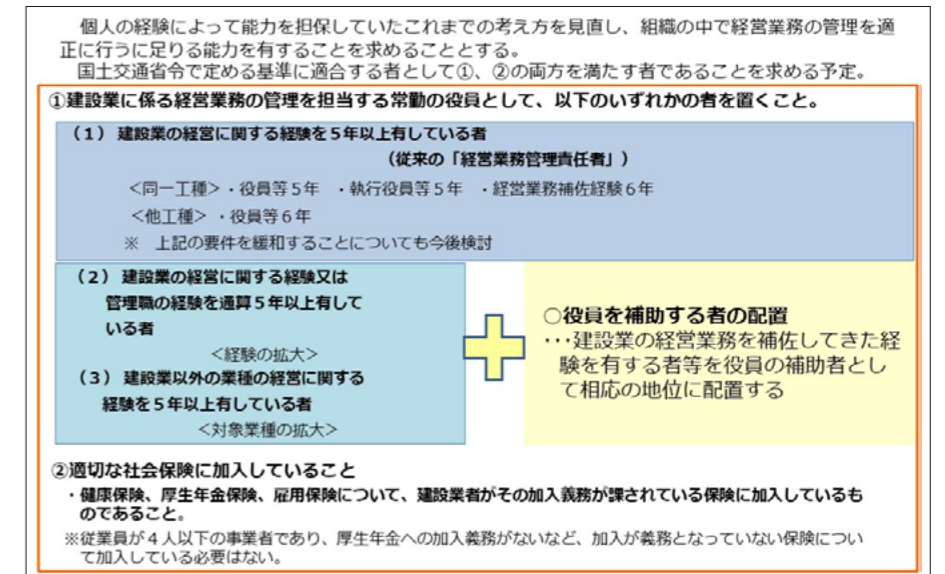
建設業法の改正によって、中小企業でも若手の後継者に事業を引き継がせやすくなると考えられます。建設業の皆様が、後継者として若手を育成しようという志を立て、「地域の守り手」として今後も引き続き活躍されることを強く願っています。(談)

図1:許可基準の見直しについて



建設業法第七条では建設業の許可基準を定めている。旧法では具体的な要件を条文の中で定めていたが、改正法ではそれを省令の中で定める仕組みに改めた

図2:経営業務管理責任者の配置規制の見直しに関する方向性について(案)



常勤役員として配置を求める者として、建設業の管理職経験者や建設業以外の業種の経営経験者も加える見通し。経営業務管理責任者の要件緩和も検討中だ

